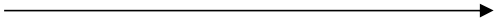
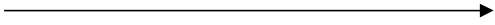


9 狩猟税に関する調



区 分		税 率	列 番 号	(1)	(2)	
			行 番 号	狩 猟 者 登 録 総 件 数	調 定 額	
			9	12	18 (千円) 24	
狩 猟 税 関 係	第一種 銃 猟 免 許 に 係 る 登 録	所得割額の納付を要する者	-	0 1 0	74	907
		① 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円×1/4	0 2 0	0	0
		② 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円×3/4	0 3 0	0	0
		③ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	16,500円×1/2	0 4 0	4	33
		④ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	16,500円×1/2	0 5 0	16	131
		⑤ 上記に該当しないもの	16,500円	0 6 0	54	743
		所得割額の納付を要しない者	-	0 7 0	2	22
		⑥ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円×1/4	0 8 0	0	0
		⑦ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円×3/4	0 9 0	0	0
		⑧ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	11,000円×1/2	1 0 0	0	0
		⑨ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	11,000円×1/2	1 1 0	0	0
		⑩ 上記に該当しないもの	11,000円	1 2 0	2	22
	課税免除	-	1 3 0	164		
	⑪ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	1 4 0	164		
	⑫ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	1 5 0	0		
	網 猟 免 許 に 係 る 登 録	所得割額の納付を要する者	-	1 6 0	7	49
		⑬ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4	1 7 0	0	0
		⑭ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4	1 8 0	0	0
		⑮ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	1 9 0	0	0
		⑯ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	2 0 0	1	4
		⑰ 上記に該当しないもの	8,200円	2 1 0	6	45
		所得割額の納付を要しない者	-	2 2 0	0	0
		⑱ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	2 3 0	0	0
		⑲ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	2 4 0	0	0
⑳ 法附則第32条の2第1項に該当するもの		5,500円×1/2	2 5 0	0	0	
㉑ 法附則第32条の2第2項に該当するもの		5,500円×1/2	2 6 0	0	0	
㉒ 上記に該当しないもの		5,500円	2 7 0	0	0	
課税免除	-	2 8 0	0			
㉓ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	2 9 0	0			
㉔ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	3 0 0	0			

9 狩猟税に関する調



区 分		税 率	列 番 号	(3)	(4)		
			行 番 号	狩 猟 者 登 録 総 件 数	調 定 額		
			9	12	18		
					(千円) 24		
狩 猟 税	わな 猟 免 許 に 係 る 登 録	所得割額の納付を要する者	-	3 : 1 : 0	109	812	
		㉔ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4	3 : 2 : 0	0	0	
		㉕ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4	3 : 3 : 0	0	0	
		㉖ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	3 : 4 : 0	0	0	
		㉗ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	3 : 5 : 0	18	74	
		㉘ 上記に該当しないもの	8,200円	3 : 6 : 0	91	738	
		所得割額の納付を要しない者	-	3 : 7 : 0	27	149	
		㉙ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	3 : 8 : 0	0	0	
		㉚ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	3 : 9 : 0	0	0	
		㉛ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	4 : 0 : 0	0	0	
	㉜ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	4 : 1 : 0	0	0		
	㉝ 上記に該当しないもの	5,500円	4 : 2 : 0	27	149		
	課税免除	-	4 : 3 : 0	85			
	㉞ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	4 : 4 : 0	85			
	㉟ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	4 : 5 : 0	0			
	関 係	第 猟 係 免 る 種 許 登 録 に 係 る		-	4 : 6 : 0	20	77
			㉟ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	4 : 7 : 0	0	0
㊱ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの			5,500円×3/4	4 : 8 : 0	0	0	
㊲ 法附則第32条第1項に該当するもの			-	4 : 9 : 0	5		
㊳ 法附則第32条第2項に該当するもの			-	5 : 0 : 0	0		
㊴ 法附則第32条の2第1項に該当するもの			5,500円×1/2	5 : 1 : 0	1	3	
㊵ 法附則第32条の2第2項に該当するもの			5,500円×1/2	5 : 2 : 0	0	0	
㊶ 上記に該当しないもの			5,500円	5 : 3 : 0	14	74	
① ~ ④	の 合 計	-	5 : 4 : 0	488	2,016		